

Q

どんな人が利用できるの

A

配偶者等の暴力ドメスティック・バイオレンスの問題で悩んでいる全ての方の法律的な相談に応じます。

ドメスティック・バイオレンスは、婚姻届を提出している配偶者からの暴力に限りません。また、身体に対するものだけでなく、言葉による暴力なども含まれます。例えば、物にあたる・壊す、何を言っても無視する、「誰のおかげで生活できるんだ」「能なし」などと言う、生活費を渡さないこともDVに含まれるのです。

DVに当たるかどうかわからなくても、一度相談してみてください。

Q

どんな弁護士が担当するの

A

弁護士会で研修を受けた弁護士が相談に応じます。

弁護士の性別や法律事務所の所在地についてご希望があれば、できるだけ配慮します。

東京三弁護士会多摩支部

予約電話番号

☎ **042-548-1190**

受付時間

月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時30分～正午
午後1時～午後4時30分

東京三弁護士会多摩支部ホームページ
<http://www.tama-b.com>



その他DV法律相談を受けている 弁護士会の相談窓口

- ◆ 家庭法律相談センター
予約電話番号 **03-5312-5850**
- ◆ 池袋法律相談センター
予約電話番号 **03-5979-2855**
- ◆ 新宿法律相談センター(女性の権利相談)
予約電話番号 **03-5312-2818**

実際に相談する際には窓口にお問い合せください。

DV

ドメスティックバイオレンス

法律相談

東京三弁護士会多摩支部では、配偶者等の暴力(ドメスティックバイオレンス「DV」)の問題について、専門の法律相談窓口を開設しています。



東京三弁護士会多摩支部

予約電話番号

042-548-1190

受付時間

月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時30分～正午
午後1時～午後4時30分

お気軽にご相談ください
弁護士は皆さんの秘密を守ります。

● 法律相談を受けるまでの流れ

1

東京三弁護士会多摩支部へ予約電話をする
(ドメスティック・バイオレンスに関する相談を受けたいと必ずお話ししてください。)



2

相談を担当する弁護士の決定

相談を担当する弁護士が決まりましたら、東京三弁護士会多摩支部から弁護士の連絡先をお知らせします。

3

相談担当弁護士へ直接電話

改めて、相談担当弁護士に直接電話をしてください。その上で、いつ、どこで相談をするかを弁護士と決めてください。



4

相談



相談料は??

法律相談は、30分につき5,250円です。(延長15分につき、2,625円)

相談だけで解決せず、弁護士による具体的支援が必要になった場合は、別途料金がかかることとなりますが、資力がない方のためには、法テラス(日本司法支援センター)による援助制度(弁護士費用等の立替え)があります。

詳しくは、相談担当弁護士へお聞きください。

